

別記様式第1号(第四関係)

# 香取市活性化計画

千葉県香取市

平成31年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	香取市活性化計画
都道府県名	千葉県
市町村名	香取市
地区名(※1)	香取市
計画期間(※2)	平成31年度～平成33年度

## 目 標 : (※3)

計画区域内に美しい自然及び農山村景観を保全・再生することを目指す地域の拠点として、また、市外からの来街者に対し自然・景観の保全・再生過程を体験できる滞在・体験のための受入施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設及び廃校・廃屋等改修交流施設を整備することにより、地域経済活動の進展及び雇用の確保を図るとともに、それらの拠点を活かし、農村・農業のビジネス化に資する農業体験等の提案による宿泊及び滞在時間の延長を促進し、都市住民との交流による地域の活性化を図る。

千葉県は成田空港という玄関口を持ちながら、関東1都6県の中で訪日客の消費額が最も低い(2017観光庁調査)ことから、滞在時間を延長し、消費額を伸ばすことを目標とし、具体的な数値目標として市内のH30年次市内宿泊者数が55,839人、市内観光入込客数に対する宿泊率が0.8%に留まることから、宿泊率1.0%の獲得を目指し、今後3年間の累計で191,921人を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

香取市は、千葉県北東部に位置し、北側は利根川、横利根川及び常陸利根川を境に茨城県と接している。総面積262.35平方キロ(県内第4位)の広さで、都心から直線で約70km、千葉市から約50kmと都市部から近距離に位置している。

本市の地形は、北部の低地帯と南部の丘陵地帯に大別でき、北部は坂東太郎利根川の堆積作用によって形成された低湿地帯で、利根川、横利根川及び常陸利根川によって囲まれた輪中地帯が『日本水郷』の景観を醸し出している。南部は、利根川流域を除き、緩やかに起伏した海拔20～40mの北総台地が広がり、関東ローム層に覆われている。台地上の平坦地は畑地帯、傾斜地は山林で広葉樹を主体とする斜面林を形成している。丘陵地帯の北部には利根川支流の黒部川、小野川及び大須賀川、南部には栗山川及びその支流が流れ、複雑な地形の谷津を形成し水田地帯となっている。

市内には、古来三神宮のひとつ『香取神宮』や、利根川水運による繁栄を偲ばせる、関東で初めて重要伝統的建造物群保存地区に指定された『佐原の歴史的町並み』等の観光資源が豊富で、年間を通じて680万人の観光客が訪れている。さらには、成田市、佐倉市、銚子市とともに北総四都市江戸紀行として『日本遺産』に認定され、佐原の山車行事は、『ユネスコ無形文化遺産』に登録されるなど、インバウンド需要を含む観光客の増が期待されている。『佐原の歴史的町並み』の古民家を改修し、宿泊施設に改装する等の取組みの他、日本農業を代表する若手キープレイヤー(株式会社和郷、株式会社ザファーム、株式会社芳源マッシュルーム、株式会社芝山農園、株式会社恋する豚研究所等)が多く拠点を持つことに加え、千葉県下一位の生産量を誇る栗源ぶどう組合や、県有数の生産地となっている水郷梨組合・佐原南部梨組合、水郷いちじくのブランド化を進める香取市いちじく研究会、希少品種であるアペリーの栽培を続けるいちご農家等のフルーツ生産者のほか、個人で幼児児童や小学生の受入を行っている農家、農業収穫体験に特化した道の駅くりもと等の施設が点在し、これらを連携させる協議会を設立し、中核を担う株式会社和郷の農泊ノウハウを全市的に活用することで、全世界へ発信可能な地域である。

### 現状と課題

別紙のとおり

### 今後の展開方向等(※4)

香取市の市街地区の中には、関東で初めて「重要伝統的建造物群保存地区」に指定された佐原の歴史的町並みが残り、「日本遺産」にも認定され、町並みの中で開催される佐原の山車行事は、「ユネスコ無形文化遺産」に登録されている。成田空港にも近く、成田市・成田空港株式会社等と連携してインバウンド誘客も期待される。農村部では、全国16位、千葉県下2位の農業産出額を誇り、多様な農畜産物が生産されているが、これらの地域資源と観光資源が連携できていないことから、地域一丸で外部目線の磨き上げと、農村部に拠点となる滞在交流施設を整備し、観光客の引込みを行うことで農村部の所得向上に繋げ、農・観・宿泊に伴う関連産業も含めて香取市全体の活性化を志向するものである。既に世界に通用する観光地を持ちながら、通過型の受入であり宿泊滞在の魅力が十分でなかったが地域全体を巻き込み磨き上げを行う。

## 現状と課題

### 【市の特性】

香取市は東京から70km圏にあり、東京駅から電車や高速バスで2時間弱と利便性の高い地域である。成田国際空港から30分圏内であり、インバウンド受入地域としての発展も期待される。

古くは、利根川下流域を指す日本水郷の景勝地として、また、江戸との水運拠点として栄え、利根川流域の肥沃な大地と水、気候に恵まれた環境であり、米や葉菜・果菜・土物等の野菜、梨・ぶどう・いちじく・キウイ等の果物、畜産等の幅広い生産が盛んな首都圏近郊型農業地域である。

2014年農林漁業の売上高113億円、農業産出額361億円(市町村全国順位16位)【2014農林業センサス】であり、全国有数の農業都市であることに加え、鮮度が問われる青果では、地の利を活かし、完熟の状態での収穫・出荷することで、高付加価値化を図っており、鮮度保持(葉菜類)による市場からの評価も高く、道の駅、イベント会場での地元農産物販売、農家軒先販売、収穫体験等、多様な農産物の販売形態と多様な観光農園・貸し農園の開設に加え、農業・農村体験プログラムの提供がある。反面、首都圏近郊型農業地域として、首都圏へ出荷されることが前提の生産体系が多数を占め、また、飲食店等についても東京市場等を經由した他産地からの入荷を前提とした体系が組まれており、地元で地元の食材が流通していない状況も生じている。

その他の地域資源として、ユネスコ無形文化遺産登録『佐原の山車行事』、古来三神宮のひとつ『香取神宮』や、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、日本遺産にも認定されている『佐原の歴史的町並み』、『国宝 伊能忠敬関係資料』、日本三大厄除け大師 観福寺、醸造文化等の歴史・文化的な地域資源が豊富である。農業が基幹産業である香取市では、鹿嶋臨海工業地域に見られるような外部資本の大規模な事業所立地はない一方で、創業350年を超える製油業者や酒造業者、醤油醸造業者等の老舗の営みが続いている。製造・加工場見学の入入や飲食・物販施設の併設等により、観光資源となっており、農業に続く産業となり得る観光業を支えている。

水郷として栄えた佐原は、重要伝統的建造物群保存地区であり、映画やドラマのロケーション、観光地として、タイ・マレーシア・台湾をはじめとしたインバウンドを含め、国内外からの集客力がある。山田地域の公営キャンプ場や栗源地域の民営グランピング施設等、田園風景を楽しむことのできる宿泊施設や駅周辺等立地のビジネスホテルがあるものの、宿泊施設の絶対量が不足しており、滞在型の周遊観光や、飲食・飲酒、体験といった地域でのモノ消費・コト消費に上手く繋げることができていない。

また、平成28年度に実施した香取市6次産業化等推進戦略策定のためのアンケート調査(香取市を除く関東在住者(20,928サンプル))によると、関東地域に観光・レジャーで出掛けると回答した層に、関東地域に出掛ける場合の一人当たりの消費金額の平均値を算出した結果、『往復の交通費』は5,939円であったことから、十分、国内旅行者の取り込みも可能な最低条件を満たしている範囲内に香取市は立地していることが確認された。

しかしながら、2019年千葉県観光入込調査によると、香取市の観光入込客数6,839,777人/年であり、人口の約90倍の集客力があるにも関わらず、対する宿泊客数の割合は0.8%程度である。

同アンケート調査によると、『一回の食事・飲酒費』は4,275円、『一回の喫茶・間食費』は1,486円、『お土産購入費』は3,168円、『宿泊費』は14,918円の獲得機会があるものの滞在時間が短く、消費に繋がっていない。

関東圏消費者の“香取”の認知度46.9%、滞在経験率16.3%、香取認知者における香取市特産品の認知度30.0%、購買経験者16.1%、飲食経験者17.6%であり、観光による認知度と農産物・特産品の知名度が離れており、近隣の産品から際立った特徴のある農産物が無く、“香取”を代表するグルメ・食材や、シーンによって使い分けのできる商品構成・価格設定ができていないことがわかった。

このようなことから、2010年地域経済循環率(72.5%)が低い結果となっている。

香取市全体としては、多くの地域資源を持ち、非常に高いポテンシャルを持つものの、消費に繋がっていない現状があり、そのためは、魅力的な滞在を提供できる体制を整えることに加え、我が国全体で問題となっている人口の減少(香取市人口は年間約1,000人ずつ減少 平成30年4月1日 77,536人、平成29年4月1日 78,585人、平成28年4月1日 79,647人)、少子高齢化の進行により、農業担い手の減少、加工業者及び加工・販売を含めた人材の枯渇のほか、首都圏近郊型農業から経営多角化への転換する意識の低さ等が、構造的な課題となっている。

### 【農業生産】

利根川流域の肥沃な大地と水や気候に恵まれた地域であり、米や葉菜・果菜・土物等の野菜、梨・ぶどう・いちじく・キウイ等の果物の生産が盛んな近郊農業地域である。鮮度が問われる青果では、地の利を活かし、完熟の状態での収穫・出荷することで、高付加価値化を図っている。

全国に名を馳せる生産組織は、栽培履歴管理に係る認証取得や、有機栽培をはじめとした特別栽培等、安全・安心の担保や高付加価値化の取組を進めている。

一方で、野菜は果物に比べ差別化を図り難い市場環境にある。

米や青果、畜産は法人化し、組織として大規模に取り組む生産者等もあるが、果樹は農作業の繁忙期・閑散期が比較的明確であり、小規模な家族経営が大半である。家族経営の生産者の中には、経営という視点で営農に取り組めていないものもある。生産者等の部会組織では、資材の共同購入、防除手法の統一等を図り、互いに協力する反面、市場下では互いが競争相手であるという意識も併せ持っている。また、研修会等への参加を通じて、地域内だけでなく、全国各地の生産者等とネットワークを構築する生産者等もいる。

加工・販売も含め現場では、人材募集を掛けても適切な人材の応募が無い等、人材確保が困難な状況にある。また、安全・安心への取組や経営に係わる意識改革、専門技術・知識の習得等、人材の育成に苦慮している。高齢者や障害者に門戸を開き、「農福連携」に取り組む生産組織や、外国人に門戸を開き、「外国人技能実習制度」を活用する生産組織もある。また、外国人技能実習生の母国で農産物生産に取り組む生産組織もある。

## 別紙

## 【農産物加工・加工品】

特産品の一つであるサツマイモは、干し芋等への加工も盛んである。サツマイモの生産者等による加工に加え、老舗の甘薯問屋直営の芋類加工場も立地している。比較的規模の大きい生産組織では、業務用カット食材や漬物等の加工場を併設し、需給調整や規格外品の有効活用、生産品の高付加価値化に取り組んでいる。果樹生産では、生果そのものが評価されることに価値を置く傾向にあり、加工に取り組む生産者等は限られている。加工用原料作物の大規模栽培や、加工用に回すしかない裾物が大量に発生するような大規模栽培は行われていない。市内や県内に拠点を置く製造・加工業者では、生産者等との相対取引によって香取市産農産物を調達し、商品名やパッケージに地域名を表記し、差別化を図っているものもある。

## 【農産物販売・流通】

特産品の一つであるサツマイモを焼き芋やふかし芋にして提供する「ふるさとイモ祭り」が、秋の恒例行事として定着し、市内外から多くの人を集めている。加えて、「山田ふれあいまつり」や「小見川YOSAKOI ふるさとまつり」「ふるさとフェスタさわら」等のイベント開催時には、地元農産物の販売が行われている。市内には、「道の駅くりもと紅小町の郷」と「道の駅・川の駅水の郷さわら」の2つの道の駅をはじめ、民設民営・常設の直売所や、生産者等による収穫期限定の軒先販売や観光農園の開設等、多数の直売所がある。また、近郊の鹿嶋臨海工業地域の従業者や、その従業者から農産物を贈答された縁故者等、全国各地の消費者と相対取引する生産者等もいる。直売される農産物の安全・安心の担保は、出品者である生産者個人に委ねられた状況にある。系統出荷のみならず、流通・外食事業者との相対取引を含め、主要な販売先は京浜・関東近郊である。市場開拓に苦慮している生産組織もあるが、市場の成熟と共に成長を遂げた生産組織が、市場評価を得て、地域全体を牽引している。サツマイモをはじめとした農産物や日本酒・調味料等の農産物加工品の輸出に取り組む組織もある。一方で、消費者へ農産物や農産物加工品を届けるまでに、多くの事業者等の介入を必要とする輸出事業には、慎重な意見を持つ生産者等もいる。

## 【農業・農村体験の現状】

生産組織等が経営する農家レストラン等をはじめ、地元農産物・加工品を調理・提供する飲食店が複数ある。また、道の駅では、地元農産物を使用した惣菜・お弁当が販売されている。梨・ぶどう・いちじく・いちご・ブルーベリー等の果物狩りや、田植えや稲刈り、落花生掘り、イモ掘り等の体験ができる観光農園を営む生産者や組織が複数ある。観光農園では、直売所を併設する所もあり、青果販売のみならず、アイスクリームやジェラート、ジャム等の加工品販売を行っている。また、豆腐や味噌、ジャム、米粉パン等、農産物の加工体験や、木工、陶芸等の製作体験等、農村での暮らしに係わる様々な体験機会を提供する所もある。公営・民営を問わず、市内には貸し農園が複数ある。運営組織による生育管理機能が提供されていたり、生産者等から直接、栽培指導を受けられたり、講習会や収穫祭等のイベントが開催されるなど、貸し農園によってそれぞれ特色がある。また、日帰りの貸し農園だけでなく、滞在・宿泊機能を備えた滞在型の貸し農園もある。

## 【農業周辺産業の現状】

うなぎ、川魚の煮焼きである「すずめ焼き」がご当地食として、ラー油・味噌・醤油等の調味料類や日本酒、佃煮、瓜の鉄砲漬等が土産物として認知されている。また、イベント開催時等には、地元農産物を食材に使用した「ぶたざんまい丼」や「ふるさと山田野菜カレー」等が提供されたことがあるが、香取市を代表するようなグルメ・食材はなく、地元農産物を活用したメニュー開発等に期待が寄せられている。

## 【歴史・文化】

佐原の山車行事は、平成28年12月1日に、全国32件の「山・鉦・屋台行事」と共に、ユネスコ無形文化遺産に登録された。佐原の山車行事は、小野川を境とした東岸の本宿では7月中旬に、八坂神社の祇園祭として、西岸の新宿では10月中旬に、諏訪神社の大祭が行われている。江戸後期の測量家として知られる伊能忠敬は、晩年に日本史上初の全国測量に取り組む以前は、佐原に居住し地域の名主として現在でも地元の人々に愛されている。また、伊能忠敬の旧宅や伊能忠敬記念館などが、観光資源となっている。本殿や楼門が国指定重要文化財に指定され、明治時代以前には伊勢と鹿嶋、香取にのみ与えられていた神宮の称号を持つ香取神宮や、日本三大厄除大師の1つに数えられている観福寺は、信仰の対象としてだけでなく、景勝地としても有名である。水郷筑波国定公園区域に指定され、全国有数のハナショウブと日本一のハス品種園がある水郷佐原水生植物園は、平成29年4月29日に、水郷佐原あやめパークとしてリニューアルオープンし、地元食材を使用したメニューを提供する飲食店が開設された。また、5月下旬～6月下旬にはあやめ祭りが、7月上旬～8月上旬にははす祭りが開催され、観光客が大勢訪れる。

## 【課題】

このような市の特色を活かして、訪れる都市生活者等に地域消費をしてもらい、より効果的な都市農村交流の場を創出するため、6次産業化・農工商連携による「香取らしい」農産物加工品等の開発が必要であるが、拠点となる加工設備を持つ施設が市内に存在しないこと、また、宿泊滞在者の増加による地域消費の増加のため、更なる農業・農村体験の充実と体験を組み合わせた宿泊・滞在施設の整備が課題となっている。このような課題を解決し、地域の活性化を図るため、地域資源たる自然・農山村の保全・再生及び農村・農産物のビジネス化の拠点施設の整備が必要である。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
香取市	香取市	農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	株式会社和郷	無	ハ	H30
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	株式会社香取農業耕社	有	ハ	H31
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	株式会社芝山農園	無	ハ	H34～H35
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	株式会社芳源マッシュルーム	無	ハ	H34～H35
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	農林組合香取アグリスクール	無	ハ	H34～H35
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	株式会社オオノ農園	無	ハ	H34～H35

### (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
香取市	香取市	農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	香取市農泊推進協議会	無	(ソフト事業)H30～H32

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
香取市	香取市	千葉県地域ブランド化推進事業	香取市農産物販売促進協議会	H30香取市農産物等ブランドアップ事業
香取市	香取市	千葉県宿泊体験型観光推進事業	香取市農産物販売促進協議会	H30地域農産品を使った施設活性化事業

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

・千葉県日本遺産北総四都市江戸紀行活動協議会事務  
 ・成田空港トランジット&ステイプログラム連絡会事務 ・成田空港に関する四者協議会事務(成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」)  
 ・山・銚・屋台行事観光推進ネットワーク事務(佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録)

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

香取市地区(千葉県香取市)	区域面積(※2)	25,175.5ha
<p>区域設定の考え方(※3)</p> <p>①法第3条第1号関係:          本市の総面積26,235ha(262.35平方キロ)の内、第2次香取市総合計画、香取市人口ビジョン、香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略、香取市6次産業化等戦略との連携、配慮、調和等を図る観点から、各計画区域と同じ香取市全域を活性化計画区域とし、香取市は全域非線引き都市計画区域であり、市街化区域の指定地域は無い。計画区域の内、農業振興地域面積が22,496ha(85.75%)であり、田8,222.6ha、畑3,895.2ha、宅地2,202.9ha、山林4,789.3ha、原野310.4ha、雑種地1,439.5ha、池沼156.1ha、その他5,154.7haとなっており、農地及び林地は総面積の64.45%を占めている。          区域内世帯数27,799世帯の内、3,339世帯(12.01%)が農業を営んでおり、当地区において農業は重要な基幹産業である。</p> <p>②法第3条第2号関係:          人口は、昭和55～平成27年の35カ年で15.26%減少し、平成27年の65歳以上人口の割合は32.8%に及ぶなど、人口減少と少子高齢化が進行している。          第2次香取市総合計画では、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を将来都市像に、地域経済が活発に動くことによって多くの人が集まり、その人たちがいきいきと活動する、活力あふれるまちをつくりあげていくためのプロジェクトとして、「人を惹きつけるまちづくりプロジェクト」を重点プロジェクトに掲げ、定住人口の確保、交流人口の拡大を目指している。          その中で、観光資源の連携による回遊性の向上を掲げるとともに、持続的な農業経営の安定や区域内の活性化を図るためには、香取市まち・ひと・仕事創生総合戦略のほか、香取市6次産業化等戦略に位置付けられている地域資源としての農業・農村資源を活用した生産×観光による交流滞在の拠点整備を支援し、地域間交流による農泊推進に向け、消費を喚起するためのプログラム開発等を香取市農泊推進協議会等の民間関係団体及び事業者と連携して促進する必要がある。</p> <p>③法第3条第3号関係:          本計画区域は、首都圏整備法及び同法施行令に定められる既成市街地の範囲外である。</p>		

**【記入要領】**

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設種別(※3)		
					氏名	住所		氏名	住所				
千葉県香取市	2418-1	畑	畑	1,424				賃借権	高橋朋子	香取市沢1490	□	体験農園	体験農園
千葉県香取市	2437	山林	山林	6,791	賃借権	堀越節	香取市沢1774				□	滞在施設	体験滞在棟
千葉県香取市	2439	山林	山林	3,911	賃借権	堀越節	香取市沢1774				□	滞在施設	リネン棟
千葉県香取市	2453	山林	山林	4,156	賃借権	堀越節	香取市沢1774				□	滞在施設	管理受付棟 体験滞在棟
千葉県香取市	2427-1	山林	山林	2,605	賃借権	堀越實	香取市沢1793				□	滞在施設	浴場棟

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間		備考
建築物	滞在施設		木造		760 m <sup>2</sup>	17,463 m <sup>2</sup>	2019年8月	2019年3月	建築面積:体験滞在棟10棟 所要面積:千葉県香取市沢1490m <sup>2</sup> 、浴場棟800m <sup>2</sup> 、管理棟2437m <sup>2</sup> (3911m <sup>2</sup> )、実行棟400m <sup>2</sup> 、リネン棟400m <sup>2</sup> 、2439m <sup>2</sup> (3911m <sup>2</sup> )、2453m <sup>2</sup> (4156m <sup>2</sup> )、2427m <sup>2</sup> (2805m <sup>2</sup> )
工作物									
計	滞在施設		木造		760 m <sup>2</sup>	17,463 m <sup>2</sup>	2019年8月	2019年3月	

##### (3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

2020年3月(予定)
-------------

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、観光資源と農業・農村資源の連携による市内回遊性の向上と、交流滞在の拠点整備の支援により、地域間交流、農泊推進、地域活性化を図ることで、交流人口の拡大を目標としており、達成度合い等については、香取市経済部商工観光課が実施している観光客入込調査により評価を行う。この評価は、民間観光事業者・商業事業者・農業事業者・金融機関等の有識者で組織する香取市農泊推進協議会において検証を行うとともに、結果を公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(案)の定めるところによるものとする。